

(地域団体商標)

商標「今治タオル」の使用規程

平成 21 年 3 月 9 日改正

(趣旨)

第 1 条

この規程は、四国タオル工業組合が所有する地域団体商標である商標「今治タオル」(以下「商標」という。)の使用の承諾に必要な事項を定めるものとする。

(承諾)

第 2 条

組合理事長は、第 4 条の商標使用承諾の条件を誠実に履行すると認められる組合員に対し、商標使用を承諾するものとする。

(申出)

第 3 条

次の場合において、商標使用の承諾を得ようとする者(以下「承諾申出者」という。)は、商標使用承諾申出書(以下「申出書」という。)を組合理事長に提出しなければならない。

- (1) 商品に商標を表示する場合
- (2) イベント等を行う際の名称に商標を使用する場合
- (3) インターネットやカタログ等に商標を使用する場合

(商標使用承諾の条件)

第 4 条

商標使用の承諾をする場合の条件は次のとおりとする。

- (1) 次の要件をすべて満たしている商品に「今治タオル」を表示することを認める。
 - ① 四国タオル工業組合に参加しているメーカーが製造していること
 - ② 今治産地内で染晒が行われていること。ただし、今治産地内で染晒ができない特殊なものについてはこの限りでない
 - ③ 製織工程が今治産地内で行われていること
 - ④ 景品表示法による原産国表示が日本製となること
- (2) 商品の製造・販売について、適正な管理をすること
- (3) 自社製品の委託加工先である加工業者並びに製造委託する四国タオル工業組合員以外の取引先等には「今治タオル」を表示したネーム等の副資材を渡さないこと
- (4) イベント等を行う際の名称に商標を使用する場合は、上記(1)の商品以外の展示販売をしないこと
- (5) インターネットやカタログ等に商標を使用する場合は、掲載する商品は、上記(1)の商品であること
- (6) 消費者からの問い合わせについて、誠実かつ良心的な対応すること
- (7) 商品の購入者からの苦情については、速やかに四国タオル工業組合に報告すること

(承諾の取り消し等)

第 5 条

前条の商標使用承諾条件に反したと組合理事長が認めたときは、承諾の取り消しを行い即時販売の中止を命令すると共に、今後の使用の不承諾、損害金の請求など法的措置をとることがある。

(通知)

(地域団体商標)

第 6 条

承諾申出者に商標使用を承諾するときは商標使用承諾通知書、又は、商標使用を承諾としないときは承諾しない理由を付して、使用不承諾通知書を送付するものとする。

(補則)

第 7 条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途、理事会で協議する。

付則

1. この規程は、商標に類似する名称（例：「今治のタオル」、「今治産タオル」、「今治産のタオル」など）を使用する場合においてもその効力を有する。
2. この規程は平成 19 年 11 月 12 日から施行する。